

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、IFRS 第 19 号の修正を提案

目次

背景

修正案

発効日、経過措置およびコメント期間

さらなる情報

詳細は、下記 Web サイト参照

www.iasplus.com
www.deloitte.com
www.deloitte.com/jp/ifrs

本 iGAAP in Focus では、2024 年 7 月 30 日に国際会計基準審議会（IASB）から公表された公開草案「IFRS 第 19 号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」（ED）を解説する。

- IASB は、新たなまたは最近修正された IFRS 会計基準の開示要求の削減を提供する IFRS 第 19 号の修正を提案する公開草案を公表した。
- 修正案は、以下の新たな基準および最近の修正に関するものである。
 - IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」
 - 「サプライヤー・ファイナンス契約」（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正）
 - 「国際税務改革—第 2 の柱モデルルール」（IAS 第 12 号「法人所得税」の修正）
 - 「交換可能性の欠如」（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正）
- 以下の項目については、開示要求の削減は提案されていない。
 - 金融商品の分類および測定に関する最近の修正
（IFRS 第 9 号「金融商品」および「IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正）
 - 将来公表予定の IFRS 会計基準「規制資産及び規制負債」
- 発効日または経過措置は提案されていない。

背景

2024 年 5 月、IASB は IFRS 第 19 号を公表した。IFRS 第 19 号の適用を選択した要件を満たす子会社は、開示要求を除き他の IFRS 会計基準の要求事項を適用し、代わりに IFRS 第 19 号の開示要求を適用する。

IFRS 第 19 号の開示要求は、他の IFRS 会計基準に由来する。IFRS 第 19 号には、2021 年 2 月 28 日より前に公表された IFRS 会計基準の開示要求の削減が含まれている。2021 年 2 月 28 日から 2024 年 5 月 1 日の間に公表された新たなまたは修正された IFRS 会計基準の開示要求は、IASB がこれらの要求事項の削減について協議していなかったため、現在、IFRS 第 19 号に削減されることなく含まれている。

IASB は、IFRS 第 19 号の開示要求をこれらの新たな基準または修正基準から更新し、IFRS 第 19 号が、削減された開示要求を開発するための IASB の原則を反映した開示要求のみを含むようにすることを提案している。さらに、IASB は、将来公開予定の IFRS 会計基準「規制資産及び規制負債」の開示要求を削減すべきかどうかについて見解を求めている。

見解

IFRS 第 19 号は、他の IFRS 会計基準の新たなまたは修正された開示要求と常に最新の状態を維持し、一貫性を確保するために、必要に応じて引き続き修正される。IASB は、新たな基準を開発するまたは基準の修正を行う際には、開示要求の削減に関する原則を適用し、要件を満たす子会社のコストと便益を評価する。その後、IASB は、開示要求の削減に関するフィードバックを得て、それらを IFRS 第 19 号の結果的修正として公表し、これは新たな基準または修正の付録に含まれる。

修正案

財務諸表における表示および開示

IASB は、IFRS 第 18 号に関連する IFRS 第 19 号の開示要求の大部分を維持することを提案している。唯一の大幅な変更案は、IFRS 第 19 号から、経営者が定義した業績指標（MPM）に関する要求事項を削除することである。代わりに、IFRS 第 18 号で定義されている MPM を使用する要件を満たす子会社は、IFRS 第 18 号に関連する（完全な）開示要求を適用することが要求される。

IASB はまた、特約条項付非流動負債に関する IFRS 第 19 号の開示目的を削除することを提案している。

サプライヤー・ファイナンス契約

IASB は、サプライヤー・ファイナンス契約に関する IFRS 第 19 号の開示要求を、一部の修正を加えつつも維持することを提案している。IASB は、IFRS 第 19 号に開示目的を含めないという決定と整合的に、IFRS 第 19 号にこれまで含まれていた開示目的を削除することを提案している。また、以下も提案している。

- IAS 第 7 号からサプライヤー・ファイナンス契約の記述を含む新しい項を追加する。
- IFRS 第 19 号において、削除が提案されている開示目的への参照を削除する。

国際税務改革—第 2 の柱モデルルール

IASB は、以下を導入した IAS 第 12 号の修正に関連する IFRS 第 19 号の開示要求を維持することを提案している。

- 第 2 の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産および負債に関する情報を認識し開示する要求事項の一時的な例外
- 影響を受ける企業に対する的を絞った開示要求

唯一の変更案は、IFRS 第 19 号から、当該修正によって導入された開示目的および当該目的への参照を削除することである。

交換可能性の欠如

IASB は、2023 年 8 月に公表された交換可能性の欠如に関する修正に関する IFRS 第 19 号の開示要求を維持することを提案している。IASB は、IAS 第 21 号を修正し、企業に対して以下についての一貫したアプローチを適用することを要求した。

- 通貨が他の通貨に交換可能かどうかを評価する。

- 通貨が交換可能でない場合に、使用する為替レートおよび提供する開示を決定する。

唯一の変更案は、IFRS 第 19 号から、当該修正によって導入された開示目的、および当該目的を充足するために必要な詳細な金額への参照を削除することである。

金融商品の分類および測定

2024 年 5 月、IASB は、「金融商品の分類及び測定の見直し」の結果として、IFRS 第 19 号に開示要求を追加した。当該要求事項は、基本的な融資のリスクやコスト（貨幣の時間的価値または信用リスクなど）に直接関係しない偶発的な事象の結果として、契約上のキャッシュ・フローの金額を変更する可能性のある契約条件の影響に関連している。

当該要求事項は、IASB によって削減されていない。もたらされる開示が、要件を満たす子会社の財務諸表の利用者に、短期的なキャッシュ・フローおよび義務、ならびにソルベンシーおよび流動性に関する情報を提供することになるため、IASB は、この決定を維持することを提案している。

規制資産および規制負債

IASB は、2025 年に「規制資産及び規制負債」という表題の新たな基準を公表する予定である。IFRS 第 19 号および新たな基準を適用する企業は、新たな基準の開示要求を適用することが要求される。IASB は、新たな基準が公表された際に IFRS 第 19 号の現行の開示要求である IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」に関する既存の開示要求を削除し、IFRS 第 19 号において、新たな基準の開示要求が引き続き適用されることを追加することを提案している。

本 ED は、規制資産および規制負債に関する開示要求の削減を提案していない。

発効日、経過措置およびコメント期間

発効日または経過措置は提案されていない。発効日は、本提案の再審議中に設定される。

本 ED のコメント期間は 2024 年 11 月 27 日までである。

さらなる情報

本修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301